

命令書

熱土第 72-22 号
平成 15 年 2 月 28 日

静岡県知事 石川 嘉延

許可年月日及び番号	平成 14 年 12 月 26 日 热土第 62-2 号	
開発許可を受けた者の住所・氏名	 	
開発区域に含まれる地域の名称	熱海市伊豆山字嶽ヶ 	
開発行為の目的	専用住宅敷地造成	面積： 19,379.64 m ²
予定建築物の用途	専用住宅	

都市計画法（以下「法」という。）第 29 條の規定により許可した上記開発行為に関し、下記のとおり、法第 81 條第 1 項の規定に基づき命令します。

記

法第 81 條第 1 項該当号	第 1 号、第 2 号及び第 3 号
命 令 す る 理 由	<p>① 法第 80 條第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していること。</p> <p>② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。</p> <p>③ ①及び②から、工事実行者が、法第 33 條第 1 項第 13 号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くに至ったこと。</p> <p>④ 貴社は、熱海市伊豆山字嶽ヶ の土地において、法第 29 條第 1 項に違反して開発行為を行い、法第 33 條第 1 項第 12 号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くに至ったこと。</p>
命 令 す る 内 容	<p>平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。</p> <p>また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 17 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。</p>

この命令に不服がある時は、法第 50 條第 1 項の規定に基づき、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求することができます。